

第十五回国会 運輸委員會會議錄 第十九号

昭和二十八年二月二十三日(月曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事 尾崎 末吉君 理事 關谷 勝利君

理事 田原 春次君 理事 正木 清君

江藤 夏雄君 玉置 信一君

德安 實藏君 中野 武雄君

永田 良吉君 山崎 岩男君

日井 莊一君 河本 敏夫君

吉川 大介君 熊本 虎三君

竹谷源太郎君 榎 榮次郎君

武知 勇記君

出席國務大臣

運輸大臣 石井光次郎君

出席府政委員

運輸事務官(鐵道監督局長) 植田 純一君

運輸事務官(航空局長) 荒木茂久二君

委員外の出席者

日本国有鐵道副總裁 天坊 裕彦君

日本国有鐵道理事(經理局長) 高井 軍一君

日本国有鐵道參事(職員局長) 吾孫子 豊君

專門員 岩村 勝君

專門員 堤 正威君

二月二十一日

委員岡田五郎君辭任につき、その補欠として伊能繁次郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十日

本船再保險法案(内閣提出第七五号)

第一類第十二号

運輸委員會會議錄第十九号

昭和二十八年二月二十三日

同日

自動車運送事業免許制度廢止反対に關する請願(植原悦二郎君紹介)(第二三〇一號)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第二三〇二號)

大森駅に貨物小口取扱業務復活等に關する請願(松岡駒吉君外一名紹介)(第二三〇三號)

同月二十一日

みつばちの鐵道運賃引下げ等に關する請願(原茂君紹介)(第二四七一號)

延岡、日ノ影間にガソリンカー運轉の請願(甲斐政治君紹介)(第二四七二號)

日ノ影、高森間鐵道敷設の請願(甲斐政治君紹介)(第二四七三號)

八戸、北福岡間國營自動車運轉開始の請願(山崎岩男君紹介)(第二四七四號)

鐵道線路上げ工事促進に關する請願(栗山博君紹介)(第二四七五號)

岡崎、多治見間鐵道敷設の請願(小林錦君外二名紹介)(第二四八六號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長選任に關する件

本船再保險法案(内閣提出第七五号)

海上保安官に協力援助した者の災害給付に關する法律案(關谷勝利君外九名提出、衆法第三四号)

運輸行政に關する件

○逢澤委員長 これより開會いたします。

本船再保險法案を議題とし、まず政府より提案理由の説明を求めます。石井運輸大臣。

本船再保險法案

本船再保險法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、政府が、本船相互保險組合(船主相互保險組合法(昭和二十五年法律第七十七号)第二条第二項に定める本船相互保險組合をいう。以下「組合」という。)が同法の規定による保險事業によつてその組合員に對して負う保險責任を再保險し、もつて組合の健全な經營を確保することを目的とする。

(再保險)

第二条 政府は、組合が船主相互保險組合法の規定による保險事業によつてその組合員に對して負う保險責任を再保險するものとする。

(再保險關係の成立)

第三条 政府と組合との間の再保險關係は、組合とその組合員との間の保險關係の成立により、その成立の時に對して、成立する。

(再保險金額)

第四条 再保險金額は、保險金額の百分の七十とする。

(再保險料率)

第五条 再保險料率は、組合の保險料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

2 前項の割合は、すべての組合の保險料の合計額から組合の通常の事務費の合計額を控除した額とすべての組合の保險料の合計額との割合を基準として定める。

(政府の支払うべき再保險金の金額)

第六条 政府が支払うべき再保險金の金額は、組合が支払うべき保險金の金額の百分の七十とする。

(再保險料の分割納付)

第七条 政府は、組合が、当該組合の定款で定めるところにより組合員から保險料を分割して徴収するときは、その徴収する当該保險料に對するよう再保險料を分割して納付させてもよい。

(再保險料の払い戻し)

第八条 政府は、組合が、その組合の定款で定めるところにより保險料の払い戻しをしたときは、政令で定めるところにより、その組合に對し、再保險料の一部を払い戻すことができる。

(保險關係に關する事項の通知)

第九条 組合は、その組合員との間に保險關係が成立したときは、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に通知しなければならない。

第十條 組合は、組合が負担した危險の發生によつて損害が生じたことを認めるときは、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に通知しなければならない。

(再保險の免責)

第十一条 左の場合には、政府は、再保險金の全部又は一部につき支払の責を免れる。

一 組合が法令又は定款に違反して保險金を支払つたとき。

二 組合が損害額を不当に認定して保險金を支払つたとき。

三 組合が不正の目的をもつて、前二條の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(組合が委付等により取得した權利)

第十二條 政府が組合に對して再保險金を支払おうとする場合において、組合が当該保險關係に係る委付又は代位により取得した權利があるときは、運輸大臣は、その一切の權利の適正な行使が行われるよう、その行使の方法について審査しなければならない。

第十三條 再保險金の支払を受けた組合は、当該保險關係に係る委付又は代位により取得した權利を行使した場合に、その行使によつて得た金額から行使に要した費用を控除した額の百分の七十に相当

する金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

(報告等)

第十四条 運輸大臣は、この法律に規定する再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、組合に対し、その事業に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出を命ずることができる。

(検査)

第十五条 運輸大臣は、この法律に規定する再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、組合の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

(再保険事業に關する事務費の繰入)

第十六条 政府は、この法律に規定する再保険事業の業務の執行に要する経費に相當する金額を、毎會計年度、予算で定めるところにより一般會計から本船再保険特別會計に繰り入れるものとする。

(短期時効)

第十七条 再保険金の支払の義務及び再保険料の払いもどしの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(審査の請求)

第十八条 組合は、再保険に關する

政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求があつたときは、運輸大臣は、本船再保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の請求が、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(本船再保険審査会)

第十九条 運輸省に、本船再保険審査会を置く。

2 本船再保険審査会は、前条第二項の規定によりその権限に屬する事項を処理する。

第二十条 本船再保険審査会は、委員四十人をもつて組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき運輸大臣が任命する。

一 大蔵省の職員 一人

二 運輸省の職員 一人

三 組合の役員 一人

四 学識経験のある者 一人

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に規定するものの外、本船再保険審査会の委員及び運営に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(罰則)

第二十一条 左の各号の一に該當する場合においては、その行為をした組合の役員、使用人又は代理人は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定による報告をせず、若しくは帳簿書類を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出したとき。

二 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 本船保險法(昭和十八年法律第三十九号)は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 船主相互保險組合法の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「百隻以上」を「百隻以上(本船相互保險組合に於ては三百隻以上)」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、本船相互保險組合に對して前項の保險金の削減の認可をする場合には、保險金の削減によつて、本船相互保險組合が組合員に對して支払う保險金の額が政府から支払を受ける再保險金の額を下ることとならないようにしなければならない。

5 大蔵大臣は、第十六条第二項第三号に掲げる書類に定めた事項のうち保險料に關する事項(本船相互保險組合に關するものに限る)に對して、同条第四項の規定により変更の認可をし、又は第五十一条の規定により変更の命令をし、とするとときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

第五十四条に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、第十六条第二項第三号に掲げる書類に定めた事項のうち保險料に關する事項(本船相互保險組合に關するものに限る)に對して、同条第四項の規定により変更の認可をし、又は第五十一条の規定により変更の命令をし、とするとときは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

印紙税法(明治三十二年法律第

五十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第九号ノ五の次に次の一号を加える。

九ノ六 本船相互保險組合ノ発スル證書、帳簿

5 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四号第一項第十五号の三の次に次の一号を加える。

十五の四 本船相互保險組合の設立を認可し、及び本船再保險事業を行うこと。

第二十三条第一項第七号を次のように改める。

七 本船相互保險組合の設立の認可及び本船再保險事業に關すること。

第三十八条第一項の表中水先審議會の項の次に次の一項を加える。

本船再保險 運輸大臣の諮問に應じ本船再保險法(昭和二十八年法律第

号)第十八条第二項に規定する審査を行うこと。

○石井國務大臣 ただいま上程されました本船再保險法案について説明申し上げます。

本船は、いわゆる機帆船、はしけ、引舟等を合せまして總計約二万八千隻、約百十萬總トンを擁し、機帆船について見ましても、その輸送量は内航汽船の二倍以上であつて、国内輸送上きわめて重要な地位を占めているのであります。本船海運業は概して零細

企業でありまして、その大部分がいわゆる一ぱい船主で、みづから家族とともに乗り組んでおりまして、本船は木船船主にとつてその全財産と言つても過言でなく、また唯一の生活手段でもあるのであります。従つて本船の滅失は、一方において国内輸送の円滑な運営を阻害するとともに、他方において本船船主を生活の困難に陥れ、社会問題化するおそれがあるのであります。

しかるに本船は、鋼船に比し危険率が高く、従つて保險料も高く、また本船船主側にも保險思想の普及が遅れてゐるため、本船保險は営利保險の対象としては不適當な弱體保險であります。このため昭和二十五年、船主相互保險組合法が制定され、本船船主が相互に相集まつて結成する本船相互保險組合によつて相互保險を行ひ得ることとなつたのであります。この本船相互保險組合の保險事業には再保險を引受ける機關がないのでありまして、これは保險事業として危険きわまりないものであります。また現在の本船相互保險組合は、発足後いまだ二年を経過したばかりで、その基礎も弱小で、信用度も微弱であり、付保隻数も全機帆船の一割にも満たない状態でありまして、これらに對する是正補強するた

め、新たに本船再保險特別會計を設けて政府が、本船相互保險組合の負う保險責任を再保險し、もつて本船相互保險組合の健全な経営を確保するものが、この法律案を提出する理由であります。

次にこの法律案の概要は、本船相互保險組合とその組合員との間に保險關係が成立したときは、同時にかつ強制的にその保險金額の百分の七十を政府

に比例再保険することとしたし、政府がこの再保険事業を行うために要する本船再保険特別会計の事務費は、一般会計から繰入れて国庫で負担することとしたし、同時に、政府が本船相互保険組合の保険責任を再保険することとなつたために、弱小な本船相互保険組合が濫立することを防止し、本船相互保険組合及び政府の本船再保険事業の健全な経営を確保するため、附則において船主相互保険組合法を改正し、従来付保隻数百隻以上となつていた本船相互保険組合の設立要件を、付保隻数三百隻以上に改正するものであります。

なお、本船再保険制度実施に要する経費及び本船再保険特別会計予算は、昭和二十八年政府予算案に計上せられております。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

○逋澤委員長 本案に対する質疑は次会より行います。

○逋澤委員長 次に海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑がありますればこれを許します。――質疑がなければこれを省略するに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○逋澤委員長 御異議なければさよう決します。これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

討論の通告もありませんので、これを省略するに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○逋澤委員長 御異議なければさよう決します。これにて討論は終結いたしました。

○逋澤委員長 御異議なければさよう決します。これにて討論は終結いたしました。

決します。これにて討論は終結いたしました。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立をお願いいたします。

「総員起立」

○逋澤委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り決すべきものと決しました。

なお本案に対する報告書に関しては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○逋澤委員長 なければさよう決します。

○逋澤委員長 次に前会に引き続き運輸行政に関する質疑を行います。通告順にこれを許します。正木君。

○正木委員 運輸当局にお尋ねをしたと思うのでございますが、休会前の国会におきまして、旅客並びに貨物料金の一割値上げの実施を可決したわけでございますが、これがすでに実施の時期に入つておるわけでございます。そこで国鉄としてのその後の営業の実績は一体どうなつておるか、これをお伺いしたいのでございますが、会計年度も三月を残すだけになりましたから、おそろく各月の実績の数字がましまつておると思うのでありまして、数字を基礎にしてお答えを願いたいのであります。

○植田政府委員 実は各月の資料ができておりますが、いづれ国鉄当局が参りますので、詳しい数字的な説明は国鉄当局からお話し申し上げると思ひますが、大体大ざつばな点でよろしゅう

ございますなら、私からお答え申し上げます。

一月十五日から旅客の運賃の値上げがありまして、また二月から貨物の運賃の値上げがございましたが、暮れにおきますところの炭労ストの影響が、今日におきましてもいわゆる滞貨の面におきましてまだ十分ぬぐい切れておりません。そこでほんとうに運賃値上げの純粹な影響と、それから炭労ストの余波と申しますか、滞貨がまだ一掃できないというふうな関係とこんがらがつておりますが、収入の面から申しますと、一月におきましては旅客収入は予定収入に對しましては二億円の増収、貨物収入におきましては予定収入よりも三億の減収になつており、差引一月におきましては予定の収入に比べて一億の減収になつておる。かような実情でございます。もちろんこの一月は、貨物の運賃値上げは二月からでございますので、貨物の運賃の値上げの關係はございませんが、予定収入よりも貨物におきまして三億の減収になつておる。かような実情でございます。二月に入りまして貨物の運賃値上げが行われましたが、先ほど申しましたように、今日でも百四十万トンばかりの駅頭滞貨がございます。これの一番に努力いたしておるわけでございますが、二月に入りましてこの貨物の運賃収入の増加によりましてこの影響は、この上旬あたりまでにおきましては、まだ十分はつきり出ておらない。さうな状況で、先ほど申しましたように、数字的なより詳細な資料につきましては、国鉄当局から説明していただきますと思つております。

○正木委員 私の質問の第一項の貨物、旅客運賃の値上げのその後の実績等については、国鉄の説明員が出席してからあらためて質問をいたすことにしまして、その次に移りたいと思つたのでございますが、二十八年度の国鉄の事業計画の編成にあたりまして、運輸当局は当然主務監督官庁でございますので、事業収入の基礎となりまして、われわれに配付になつた資金計画のうち第二表の、輸送人員の増加の一・二%、輸送トン数の一・三%の増加率というものは、この基礎は一体本年度の実績を基礎にして割出したのか。それとも一口に申し上げますと、日本の経済は世界経済の一環であることは議論の余地がございませんが、わが国の経済動向というものの見通しを立ててこの事業計画案であるのか。当局としての事業計画を編成するにあつた一つの心構えとでも申しましようか、それに対してひとつ具体的に御答弁を願いたいと思ひます。

○植田政府委員 実はこの結論を出しますまでにおきまして、いろいろの角度から検討いたしました、結論的にこゝういふ結果になるということを妥当と認めた次第でございます。この点のきわめてこまかい資料と申しますか、考え方につきましては、資料を提出してごらん願つた方がいいじやないか、かように存する次第でございますが、そういうふうな御了承願いたいと思ひます。

○正木委員 委員長にこの席上から要求いたしておきますが、この事業計画の編成にあつた基礎となつた當局としてのいろいろ計画書と申しますようか、その書類は、資料をもつて

御提出を願うということを要求いたしておきます。

ただここで、そうした基礎的な数字を私が見せていただく前に、一般論として、国鉄として従前の実績を基礎にして編成したのか。それとも経済動向というものを基礎にして編成したのか。この点は私も国鉄の来年度における事業計画その他万般に対する審議にあつたのは、非常に重要と思ひますので、この点だけ明確に御答弁願いたいと思ひます。

○逋澤委員長 委員長から正木さんにお答えいたしておきます。今御要求の点は、私からも要求しまして、提出することにしたします。

○植田政府委員 これは本年度の実績、予算に對しますところの趨勢等を勘案いたしまして、その増加の實際の趨勢と、あわせて今後の経済界の見通しというものを基礎にいたしまして、この増加比率というものを妥当と認めたわけでありまして。

○正木委員 国鉄副総裁が御出席になられたようなので、私は重ねてお尋ねするわけでございますが、あなたが御出席にならないので、運輸当局から御答弁をいただいでございしますが、詳細のことはわからない。そこで重ねてお伺いするのですが、旅客、貨物料金の一割値上げが完全に実施された。それで会計年度ももう三月が一月しかないのでございますが、この各月の事業成績の

実績というものが、あなた方がお立てになつた通り軌道に乗つて実施されているのかどうか、この点を数字をあげて具体的に御答弁願いたいと思ひます。

○植田政府委員 資料をもつて

御提出を願うということを要求いたしておきます。

ただここで、そうした基礎的な数字を私が見せていただく前に、一般論として、国鉄として従前の実績を基礎にして編成したのか。それとも経済動向というものを基礎にして編成したのか。この点は私も国鉄の来年度における事業計画その他万般に対する審議にあつたのは、非常に重要と思ひますので、この点だけ明確に御答弁願いたいと思ひます。

○逋澤委員長 委員長から正木さんにお答えいたしておきます。今御要求の点は、私からも要求しまして、提出することにしたします。

○植田政府委員 これは本年度の実績、予算に對しますところの趨勢等を勘案いたしまして、その増加の實際の趨勢と、あわせて今後の経済界の見通しというものを基礎にいたしまして、この増加比率というものを妥当と認めたわけでありまして。

○正木委員 国鉄副総裁が御出席になられたようなので、私は重ねてお尋ねするわけでございますが、あなたが御出席にならないので、運輸当局から御答弁をいただいでございしますが、詳細のことはわからない。そこで重ねてお伺いするのですが、旅客、貨物料金の一割値上げが完全に実施された。それで会計年度ももう三月が一月しかないのでございますが、この各月の事業成績の

実績というものが、あなた方がお立てになつた通り軌道に乗つて実施されているのかどうか、この点を数字をあげて具体的に御答弁願いたいと思ひます。

○植田政府委員 資料をもつて

御提出を願うということを要求いたしておきます。

ただここで、そうした基礎的な数字を私が見せていただく前に、一般論として、国鉄として従前の実績を基礎にして編成したのか。それとも経済動向というものを基礎にして編成したのか。この点は私も国鉄の来年度における事業計画その他万般に対する審議にあつたのは、非常に重要と思ひますので、この点だけ明確に御答弁願いたいと思ひます。

○逋澤委員長 委員長から正木さんにお答えいたしておきます。今御要求の点は、私からも要求しまして、提出することにしたします。

○植田政府委員 これは本年度の実績、予算に對しますところの趨勢等を勘案いたしまして、その増加の實際の趨勢と、あわせて今後の経済界の見通しというものを基礎にいたしまして、この増加比率というものを妥当と認めたわけでありまして。

○正木委員 国鉄副総裁が御出席になられたようなので、私は重ねてお尋ねするわけでございますが、あなたが御出席にならないので、運輸当局から御答弁をいただいでございしますが、詳細のことはわからない。そこで重ねてお伺いするのですが、旅客、貨物料金の一割値上げが完全に実施された。それで会計年度ももう三月が一月しかないのでございますが、この各月の事業成績の

実績というものが、あなた方がお立てになつた通り軌道に乗つて実施されているのかどうか、この点を数字をあげて具体的に御答弁願いたいと思ひます。

○植田政府委員 資料をもつて

御提出を願うということを要求いたしておきます。

ただここで、そうした基礎的な数字を私が見せていただく前に、一般論として、国鉄として従前の実績を基礎にして編成したのか。それとも経済動向というものを基礎にして編成したのか。この点は私も国鉄の来年度における事業計画その他万般に対する審議にあつたのは、非常に重要と思ひますので、この点だけ明確に御答弁願いたいと思ひます。

○逋澤委員長 委員長から正木さんにお答えいたしておきます。今御要求の点は、私からも要求しまして、提出することにしたします。

○植田政府委員 これは本年度の実績、予算に對しますところの趨勢等を勘案いたしまして、その増加の實際の趨勢と、あわせて今後の経済界の見通しというものを基礎にいたしまして、この増加比率というものを妥当と認めたわけでありまして。

○正木委員 国鉄副総裁が御出席になられたようなので、私は重ねてお尋ねするわけでございますが、あなたが御出席にならないので、運輸当局から御答弁をいただいでございしますが、詳細のことはわからない。そこで重ねてお伺いするのですが、旅客、貨物料金の一割値上げが完全に実施された。それで会計年度ももう三月が一月しかないのでございますが、この各月の事業成績の

実績というものが、あなた方がお立てになつた通り軌道に乗つて実施されているのかどうか、この点を数字をあげて具体的に御答弁願いたいと思ひます。

○植田政府委員 資料をもつて

御提出を願うということを要求いたしておきます。

ただここで、そうした基礎的な数字を私が見せていただく前に、一般論として、国鉄として従前の実績を基礎にして編成したのか。それとも経済動向というものを基礎にして編成したのか。この点は私も国鉄の来年度における事業計画その他万般に対する審議にあつたのは、非常に重要と思ひますので、この点だけ明確に御答弁願いたいと思ひます。

○逋澤委員長 委員長から正木さんにお答えいたしておきます。今御要求の点は、私からも要求しまして、提出することにしたします。

○植田政府委員 これは本年度の実績、予算に對しますところの趨勢等を勘案いたしまして、その増加の實際の趨勢と、あわせて今後の経済界の見通しというものを基礎にいたしまして、この増加比率というものを妥当と認めたわけでありまして。

○正木委員 国鉄副総裁が御出席になられたようなので、私は重ねてお尋ねするわけでございますが、あなたが御出席にならないので、運輸当局から御答弁をいただいでございしますが、詳細のことはわからない。そこで重ねてお伺いするのですが、旅客、貨物料金の一割値上げが完全に実施された。それで会計年度ももう三月が一月しかないのでございますが、この各月の事業成績の

実績というものが、あなた方がお立てになつた通り軌道に乗つて実施されているのかどうか、この点を数字をあげて具体的に御答弁願いたいと思ひます。

○天坊説明員 経理局長から、数字をあげて説明いたさせます。

○高井説明員 十二月末における予定収入と収入実績との関係でございますが、十二月末におきましては、旅客、貨物、雑収入を合せて一千六百二十七億余というものが収入の実績になつております。それで一月の推定でありま

すが、御承知のようにこの決算実績は前年度対比とか、その他の関係もありますので、推定をいたして参りますと、一月は——ちよつと全部の収入のトータルをここに今持つておりませんが、旅客は百五十六億が実績になつております。それに駐留軍の収入その他があるのでございますが、駐留軍はずつと遅れて参りますので、ここでは運輸収入、旅客その他の収入を申し上げてあります。それで、二―三月の取扱ひの予定であります。これは今までの情勢その他の他を見て参りますと、二―三月で推定の失算は三百五十九億八千九百万

円、約三百六十億といふふうに推定をいたしてあります。そういういたしますと、運輸収入が十二月末と一月の寒續、二―三月の推定を合せますと、年間の決算見込みが二千四百四億でございしますが、これに對しまして補正予算が二千三十九億といふことに相なつておりますので、現在のところ運輸収入といたしましては、四億余というものが補正予算に對しまして増収になつておるといふことに相なる見込みでございします。但し駐留軍の収入の方が予算よりも悪うございまして、これまた三月末までの推定を入れますと、年間の決算見込みが百三億九千万円に對しまして、補正予算は百十億といふことになつておりますので、六億七千万円余

いうものが不足いたしております。それに雑収入の方におきまして収入予定よりも一億六千万円程度のものが増収が見込めますので、差引きいたしまして八千四百万円程度のものが、補正予算見込みに対して不足するのじやないかというふうな現在のところ見積つております。

○正木委員　その点で重ねてお尋ねいたしますが、おそうく炭労争議等によつて一時貨車の運転に不円滑を来したのと思ふのでございまして、ただいまの監督局長の御答弁の中でも、その当時の滞貨の処理もいまだ十分に解決されておらないという意味のことがあつたかと思ふのでございますが、ただいまの御答弁のその数字は、現在滞貨の処理が十分にできておらないものが、期末までに完全に処理ができたという上に立つての御説明でございましょうか。その点もう一度明らかにしておいてもらいたいと思います。

○高井説明員　これは現在の輸送力その他を勘案しまして、滞貨が一増するとはもちろん考えておりませんが、現在の滞貨の状況から見まして、この程度の収入は上げられるというふうな見込みでございます。

○正木委員　では重ねて国鉄当局から出席になつたのでお尋ねしたいと思ひますが、委員長に正式で求いたしまして、詳細な点は書頭で出をしていただくことになつたので、二十八年度の国鉄の事業計画画が、特に運輸収入の基礎にあたつて、特に運輸収入の基礎になりました人員の増加率並びに貨物増加率というものは、われ／＼配分受けましたこの資料の第二表の資金画の中では、人員においては一・二％

輸送トン数において一・三%の増加率が出ておるわけでございます。この増加率の基礎数字というものの基礎になつたものは、国鉄としては従来のいろいろな実績を基礎にしてこうなるであらうという基礎を出したのか、それとも一面世界経済の一環であるわが国の経済動向、特に二十八年度の経済動向というものの見通しをも組んで、その上にこういう事業計画を立てたのであるか、この点を明らかにしてもらいたいと思います。

○高井説明員　ます旅客の輸送量を見
し上げます。旅客の輸送量は当初予定
をいたしましたときは十月までの実績
を見たのでありますが、予算の決定
の他で十一月末までにおきます対前
度からのふえ方というものを見ま
す。それで地区別変動があります
で、それを調整しまして輸送人員を
めたのであります。

貨物におきましてはどうかというぐに
見るか、日本の経済が、どういうぐ
にをたどるか、いろいろな見方、考
方があると思うのであります。しか
それともいろいろ検討を要する
があるのであります。一応私も
見方といたしましては、石炭輸送が
一当える、それがここの実績は一
六千六千二百万トンというので、
一億六千二百万トンということ、
百万トンの増送を貨物で見たのであ
ります。しかし電源開発とかその他の
送数量については見ておりませ
で、そういうような事項が決定しま
れば、輸送の数量、従いまして収入
いものにはブルをかえなければなら
ぬとさように考えておりますが、理
のところは石炭の増産の分だけを目

おります。従いましてこの輸送のキロと申しますか、輸送距離につきましては石炭輸送は非常に短距離であります。輸送トンキロといましては、え方が非常に少なくなっておりますものと石炭の増産関係は見ております。

○正木委員　そういたしますと人員は送トシ教等においては相当内輪に見舞つてゐる、こういうように私考えてゐる。違ひございませんか。

○高井説明員 内報に見積つてある
どうか、ちよつと私はつきり申し上げ
かねるのでありますが、要するに貨
の今までの実績を見まして、あとに
きく動くであろうと申しますものは
石炭の増産関係だけを見ておるので
あります、ほかの先ほど申し上げま
した開荒の点につきましては、数字と
では見積つておりません。

○正木委員 この問題で重ねてお伺いするのですが、国鉄が運輸省を経由して、本年度の予算の最後の決定をするための大蔵省との事務折衝をされたか、あなた方が要求した運輸輸入の額と大蔵省との査定の間には数十億開きがございますか、この点重ね明確にしておいてもらいたい。

○高井説明員 もちろん収入につき

しても、見方が違うのでありまして、私どもの考えておりましたより三十分ほど収入がよけいになつております。

○正木委員 あなた方の計画を立てたその予算金額と、大蔵省との査間に三十億ほど相違があるのです。大蔵当局が、数十年の歴史を持つる国鉄の事務当局の立てた運輸収対して、三十億ほど見積り増の数発表しておる。この根拠を私は明

にしておいてもらいたいと思います。

○高井武明氏 税ともの関係が、わが国において明らかになっておりましては、三十億ということに關しては、大部分が運賃値上げに伴う利用減をえておつたのであります。しかし大省といはしましては、経済的な見方あるいは一般の賃金の動きその他の係から見まして、われ々が考へてる程度の収入減、利用減はないであらうということ、もう一つは、努力によつて増進をやるべきだということで、折衝の過程においてこのように定をされておるのでございます。

○正木委員 次に、二十八年年度の歳面に移ります。これは国鉄当局非常御苦心されておることだらうと思ひ、また予算編成にあたつて一番の点になつたところであらうといふのは、常識上想像されるのでございませうが、何といつても今の世の中は、寧ろ自由経済だ、こういわれておりませうし、また實際もその通りのようでございます。従つて二十六年年度、二十七年年度における日本の物価の変動は相対的な動きがございました。これはた方からわれ／＼に提出された諸統計をもつても明らかでございませう。そこで、こうした物価の動きは、

いとき——全体としてはやや横ばい形になつてはおりますが、この工勘定の中で、国鉄としては特に大予算を食う木材、たとへばまくら係については、経済審議庁等の調料を見ましても、二十七年度の予算り下まるものだと私は私には考えないのでございます。そこで私がお伺いしたいことは、この事業費に工事費勘定の予算単価は、二十

度の当初予算の予算単価を踏襲したのか、それとも今日の物価の動き、あるいは今後の物価の動きの見通し等をも勘案して組まれたのか、その点明確に御答弁を願います。

○高井説明員 物価の見通しにつきましては、今までの二十七年年度の予算に見ておるものと離れまして、最近の物価の動向を大きく参考して予算を編成いたしております。たとえば、今まから木の話がありました、石炭の単価をどういふふう決定するか、これは国鉄の経営費の大宗を占めるものでありまして、非常に大きい問題でございます。これについても、さらに下るであろう、あるいは下るとしてもどの程度下るかという点が問題になるのであります。予算上は一応この下期の契約単価で算定いたしました。そうして不徹底のようではありますけれども、さらにある部分の節約を加味して査定を受けたのでござい

す。

○正木委員 この予算を組むにあつて、二十七年年度の当初の予算単価でなく、現在の物価動向等を勘案して、二十八年年度の予算単価を決定した、ことに私もつともな事だと思ひます。そこで、今あなたから石炭の単価の事柄を御説明になったのでござい

たのではないかと考える。そこで、あなたのお考えになつてゐる通りの予算単価のままで二十八年年度の経営が順調に参りますれば、議論の余地はなくなつて参りますが、これと関連した、国鉄の事業の中で大きな比率を占めるのは人件費でございます。この予算書を見ますと、人件費等は一万三千四百円ベースを基礎として組んでおるようでございますが、今のこの国鉄予算全体の中で、予備費は二十億しか組んでおりません。けれども人員の増加は、予算で決定しておる人員と、あなた方が大蔵当局に折衝した人員との間には相当の開きがあるようでございますし、人件費等においても、今の単価でこの一年がそのまま経過されるとも想像できませんが、現在のこの予算計画の中では、予備費以外に多少ゆとりを持つてゐるものであるかどうか、この点を一言聞いておきたいと思ひます。

○高井説明員 予備費と見ておりますのは、予算書のごとく二十億でありまして、この二十億も、そうした弾力性と申しますよりは、国鉄に生じます災害の復旧に主として使うものでございまして、これをほかの経費に充當いたすまでの余裕もございません。

○正木委員 小さな問題ですが、一言この機会にお伺ひしておきたい。あなたの御答弁の中で、石炭節約云々といふことがございましたが、この第三表の損益勘定の経費内訳を見ますと、二十八年年度と二十七年年度では約三億六千三百万円ばかりの予算の節約的な数字の発表になつておるのでございますが、一方、事業面においては非常に飛躍をする、貨物輸送においても、人員の輸送においても、非常な上昇線をた

どる、一方においては事業経営の中で非常に予算を食う石炭の面では逆にこのように減つておる。ここにあなたの言われる予算節約、石炭節約の根拠があるのをごいさしうか。もう少し詳しくこの点を明らかにしてもらいた

い。

○高井説明員 運輸用の石炭につきましては先ほど申し上げましたことをさらに申し上げますと、単価につきましては下期と同様な単価をとつておりまして、さらに見方といたしましては、下期よりももう少し下るのじやないかという点もあつて、全体の二割という節約をいられておるのでござい

ます。従いましてこの単価がどういふぐあひな推移をたどるかということが問題ではござい

ますが、さらに石炭の消費効率の向上によつて努力をしなければいけないというふう

に考へております。

○正木委員 重ねてこの点でお尋ねをするのですが、国鉄の支出面において非常な比重を持つておられます石炭の節約をされて予算を縮めるといふことについては、もちろん私に異論があるはずはございません。皆さんの努力に感謝いたしますけれども、一体二十七年年度の予算単価をもつてして、なおかつ一面に貨物の増送が行われ、人員の増送が行われ、そしてこの二十八年年度のあなたの方の事業計画予算書を見ますと、私など想像のつかないほど、人員において切り詰めた人員しか予算に組んでおられないわけですね。そう

ですね。そうしますとこの石炭の節約というものは、一にかかつて機関車に業務されておる乗務員の非常な努力と、その他の技術の改善等がござい

ましよう。

○高井説明員 お説のごとく鉄道の経営がうまく行くかどうかということにつきましては、石炭をうまく使うかどうかということが大きく左右するのでござい

ます。具体的計画といたしましては、今のお説のごとく従事員の努力にましますものも非常に多いのでござい

ます。しかし、たとえば、計画部門といたしまして、たとえば列車の牽引、むだな機関車を走らせないこと、牽引をフルにすることによりまして、計画面において浮かすべきものが相当ござい

ます。さらに、さらに逐年研究いたしております清瀬の使用によりまして、石炭の節約をいたすということ、それから先ほど節約の予算上出ております対前年度減につきましては、御承知のように東海道線、旅客八月から名古屋まで、貨物十一月から福沢までの電化を考へておられますので、そちらの方の石炭の減といふものが出ておるのでござい

ます。今の御質問と関連連らばせぬかもしれませんが、ちよつと先ほどのを補足いたしておき

ます。

○正木委員 たとえば石炭節約の面のごとしのこの予算書を見ますと、工事費勘定の中では、ディーゼル・カーを三百両ほどおつくりになる。これはいつまでに完成して、一体何月から軌道の上を走るのか。私はまだ聞いておりませんが、ここで御答弁願えればけっこうです。こういう面からもあなたの方の事業計画では、石炭一割節約の計画のよう

でございますが、こういうものにも関連があるかどうか。その点も明らかにしてもらいたい。

○高井説明員 一割の減とは全然関係はございません。それはそれとして考へておるのでござい

まして、先ほど申し上げましたのは、対前年度の予算との対比において数字をあげての御質疑でござい

頂戴したわけでございます。ところが政府当局は財政上、資金上、それから国民経済安定の観点から、一割でなければいけない、こういうことになって一割の案が議会通过した。その一割によつて現在の国鉄は事業計画その他を立てられていくわけですが、この点を当委員会を通じて明確に国民に納得させるだけの義務が、運輸当局にあるいは国鉄当局にあるのではない、なければならぬ。従つてこの点を具体的にこの機会に明らかにしてもらいたいと思ひます。

○天坊説明員 たいま正木委員から国鉄の現状について御意見と申しますか、意味深長なお話を伺いました。また現在の国鉄がいろいろと欠陥と申しますか、まだ不備な点をたくさん持つております点について、それを補うために私も国鉄の従事員が一生懸命やつてゐる、それに感謝するといふようなお話を承つて、私も非常に感銘深く感じた次第であります。今の正木委員のお話にもございました通り、また前国会その他国会のありますたびに、いろいろと国鉄の事情につきまして御説明申し上げてゐるのでございますが、交通機関といたしまして一番生命と申すべき運輸の安全という一歩のところにございまして、最近と申しますか、昨年、一昨年と次々と大きな事故がございまして、国民的に国鉄の安全感についての信頼という点に疑いを持たれるような輿論が出て参りましたという事は、私もとしましてことに申訳なく存じてゐる次第であります。私もとしましては、すでに何度か申し上げたと思ひますが、戦争中の保守上の手入れ不足というよう

なもの、いまだ十分回復しておりません。これを何とか早く回復して、安全という点について不信を持たれることのないようにぜひしたい、さういふ考えをもち、一番危険を感じておりますようなもの、たとえば線路の折損を防ぐために線路の取替を多くすることか、あるいは車両のバネが折れる事故を起す、こういうようなものにつきまして、直接そういうものに重点を置いていろいろ取替をやつて進めて参つてゐるわけでありまして、それにまつて、もう少し思ひ切つて一時的に金を投じたならば、そういう点がと早く解決できる、そういうような点を考えまして、昨年度の国会におきまして、こういう手も講じていただきたらばというところを、いろいろ考へて参つたのであります。必ずしも私どもの考へ通りの方策ができるというところまで参りません。従ひましてその整備の進捗状況といふもの、私どもの考へておりますほど急速に回復が一ぺんにできない。その点ははなはだ残念であります。しかしながら逐次一歩々々一番危険と考へられるようなところから手をつけまして、徐々に回復して行きたい。一例を申し上げますれば、たとえば線路が折れるというやうな事故は、戦前にはほとんど数え立てて言うほどの数がなかつたのであります。戦後の状態はそれが一日に十五、六本も折れることがある、こういうやうなことでありまして、昔の鉄道の人に言わせると、線路がそんなに一日に何回も折れるというやうなことは考へられないというやうな事実があるものであります。線路の折れることが、従事員の努力によつて、大きな事故に

ならないで、未然に防いでおるのが現状であります。しかしながらこれも列車回数の多いところからそれを直す、見まわりをよくするといふやうなことで、逐次直して行く。この事故の問題は御承知の通り、一方では速度がはげしくなれば危険が多くなるということ、速度をゆつくりやれば一応技術的には安全である、こういうやうな相対的な関係もございまして、その辺を勘案しながら、片方で資金の状態をにらんで、一番危険と思はれるやうなものから逐次直してゐるわけでありまして、急速にはできませんが、徐々によくしつゝあるわけでございます。特にこういう鉄道の安全という点につきましては、国民的に不信を来されるというところはゆゆしき大事と思ひますので、そういうことのないやうに努力いたしてゐることだけを申し上げておきます。

○正木委員 たいまの答弁で、心構えとしてのお気持は納得いたしました。そこで私具体的に数字を基礎として重ねてお伺いしたいと思ふので、この予算書を見ますと、当然出資及び工事勘定になるわけでございますが、この予算書の出資及び工事勘定のこの予算金額と、当初あなた方が大蔵省と折衝されたものでは――あなた方は政府出資といふものについて相当な金額を要求されたやうに聞いているので、この点御答弁願ひたい。

○天坊説明員 私どもが資金の面で多額の費用を要する関係で、ある特殊の部門に使う金につきまして、これを出資にしたいだきたいといふことを申し出たのであります。それは御承知の通り、新線建設が非常に国民的な要望を持ちまして、全国的に数十線手をつけて行くといふことになりまして、この出資にしたいだきたいことが理論的に筋であらうと考へまして、そういう要求をいたしたのであります。遺憾ながらその説が認められませんでした、一応借入金でやつて行くといふことになつたわけでありまして。

○正木委員 私は、本日はまだ大臣が御出席でないのをごさいます。運輸大臣及び大蔵大臣に対する出席の要求をいたしておりましたが、その点に関する限りは質問を留保いたしておきます。そこで新線の予算関係のことを重ねてお伺いしたいと思ふのですが、これは事務的になります。日鉄法の第三十九条によると、繰越しをすることのできるというように規定が明らかになつておりますが、二十七年の工事勘定中で、この日鉄法の第三十九条に基づいて二十八年度に繰越される予算があるのかないのか。あるはずでございますが、あるとすればそれは一体どのくらいの予算額になるのか、この点からまずお伺いいたします。

○高井説明員 新線の繰越しはなかつてもあります。

○正木委員 重ねてお伺いいたしますが、二十七年の予算で三十億の借入れをいたしましたね。この三十億の借入れはどこに使われたか、簡単にいつころですか要点を明らかにしてもらいたい。

○高井説明員 三十億の借入れは短期借入れの分でございますが、長期借入れの……。

○正木委員 短期です。

○高井説明員 短期の三十億は、損益勘定の欠損を補填するために三十億借りたのであります。それは損益勘定の給与改訂がおもなるもので、ほとんど全部が給与改訂に使われております。

○正木委員 そうしますと、重ねてお伺いするのですが、今年度の予算の中で、この資金計画の中に借入返済金三十億といふのは、これはどこに当てはまるのですか、伺ひます。

○高井説明員 ちよつと先ほど申し上げましたのを訂正いたしておきますが、実質的には、損益勘定のものは短期借入れでございますが、年度内に返すことができないので翌年度返すものとしたしまして、長期借入れの扱いをいたしておきます。それで当時の打合せから、二十八年度におきましてこれを返還するといふことになつておりましたので、予算上損益勘定の支出の借入金返還として出ております三十億は、今申し上げました損益勘定の欠損を補填するために、二十七年に於いて借りたのであります。これを二十八年度に返すことに相なつております。

○正木委員 ちよつとわからなかつたので、もう一回お願いいたします。

○高井説明員 二十七年に、運賃改訂の時期が遅延いたしましたので、収支のバランスがとれませんので、損益勘定の欠損を補填いたしますために、三十億の借入金をいたしたのであります。それは当時の話合ひから、二十八年度におきまして返還をいたすことになつておりました。それが二十八年度の予算書に出ております損益勘定の借入金返還といたしましての三十億でございます。

○正木委員 それでは重ねて新線勘定

に入りたいと思いますが、二十八年年度の
の新線建設の予算面では九十億が計上
されておられるわけですが、前回の
の修正予算と今回出された予算等にも
関係を持つてございしますが、国鉄と
しては国民の要望にこたえて開港路線
とでも申しましようか、新線をどうし
しやらないといけない。ところが当
初私もあなたの方から頂戴したこの
「国鉄財政の現状について」を見れば、
どうしても百二十億なければやつて行
けないのだ。私はことさらにこれをこ
こで読み上げてあなたの方の心境を尋ね
るわけではございませんが、その百二
十億の予算処置をかりに完全に行われ
たととしても、国鉄の受ける経済上の犠
牲というものは非常に大きいものである
のだ、こういうことを私は承つてお
つたわけではございますが、この二十
八年年度の予算書を見ますと、予
定の通り新線、それから休止線の復活
工事をするのだ、予算面においては九
十億だ、こういうふうには数字を見
て考えさせられるのですが、この点を
ひとつ具体的に、私のわかりやすいよう
に御答弁を願いたいと思います。

○植田政府委員 新線建設に關しまし
ては、二十七年に着手し、あるいは
着手することになっております線が二
十四線ございまして、実はこの二十四
線の二十八年度における継続費が約百
億近くいるということになっておるわ
けでございます。なお問題になってお
りまして、本年度に着手漏れになりま
して、二十八年度の予算において着工
するのを適當と思うという御答申をい
ただいております線が六線ございま
す。これを二十八年度に着手するとい
う前提におきまして、今お話がありま

したような予算要求をしておつたわけ
でございます。それが全体として九十
億ということに相なつたわけござい
まして、きわめて数字的に申しま
す、今まで通りの計画では二十四線の
継続だけでも足りない。かような状況
でございます。いづれにいたしまし
ても、この九十億では従来の計画をあ
る程度変更しなければならぬ。一方に
おきまして、この六線につきまして
は、先に申しましたような御意見、御
答申もいただいておりますし、また關
係の地方からの建設の要望も非常に熾
烈なるものがございます。従いまして
この六線につきましては、二十八年度
に着手するといはして、二十八年度
の状態から見まして、そう大々的にかか
るといふことはとうていできません。
一方におきまして、さらに六線以上に
も新線建設の要望もございしますが、
そういうものはとうていお話にもなら
ぬというふうな予算の状況でございま
すので、いろいろ諸般の情勢を考えま
して、従来の工事計画をある程度変更
することにいたしました。この九十億
で従来の継続——もちろん変更いたし
ますと若干完成年度等にも影響して
来る線もございしますが、そういう一
部分の変更をいたしました、この二十
四線の継続、さらに六線の着工をする
という方針をとりました次第でござい
ます。そういうような状態でございま
すので、この六線につきましても、何
と申しますか、二十八年度に着手いた
しますが、そう大々的にはかからな
い。むしろきわめてわずかの予算しか
あてがわれないのではないか。かよう
なふうな考えておられますが、大体そ
ういうふうな状況でございします。

○正木委員 政府委員の御答弁として
はたいへんに御自信のない答弁でござ
いますね。私も常識上からそうだと思
うのでございします。一方には国民の要
望でもつて国鉄当局に向つて、二十四
線をやれ、さらに六線を追加してやれ
といひながら、予算上の処置では当然
百二十億がなければ、小さいながらも
継続事業として継続をして行くことは
できない。実際には国鉄が大蔵当局に
迫つた政府出資金の百二十億もまかり
ならぬ。こういうことになれば、あな
たの言われたようにこういう小刻みな
総花的なものでは、これは事業着手し
かできないのではないか。これは当然
だと思ふのです。そこで私は国鉄、と
いうより運輸当局に重ねてお尋ねした
いのでございしますが、国民の要望に沿
うて、あなた方がこれだけの巨額な資
本を投じてこの新線を開港するために
は、あなた方事務当局としても——こ
れは大蔵にお尋ねすべき筋合いのもの
ではあるが、事務当局としてもそれだ
けのかたい一つの信念がなければなら
ないのではないか。予算がこれしか来
ないのだから、総花的な、食ひ荒しの
な事業をやれば、それで事が足りるの
だというふうな考えであつてはいけな
い。私は思ふのです。少くともこれだ
けの開発の線をやるためには、これだ
けの巨額な予算措置が必要なのです。
しかもこの予算措置が講じられなけれ
ば、こういう結果になつて現われるの
だということについて、事務当局とし
ての信念から大臣を鞭撻して、せめて
この問題だけでも当初の事業計画、従
つて予算処置等がとられてしかるべき
ものではないか。私はあなたの答弁から
受ける印象は、ほんとうに事務屋ら

しい感じを受けるのですが、重ねてこ
の点をお伺いしておきます。
○植田政府委員 もちろんこの新線建
設につきましては、一般の要望がござ
います。そういう点を十分承知いたし
まして、この予算折衝におきましても
そのつもりでお願いしておつたわけ
でございます。極力建設費の予算につ
きまして努力したつもりでございます
が、一方国鉄の工事経費——御承知の
通り新線建設とそのほかのいわゆる改
良的な経費との関係におきまして、ど
うしても新線建設費にこれ以上のもの
を振り向けることは不適當である。か
ような状況もございまして、一方新線
建設の要望も非常に熾烈なものがござ
いますので、御指摘のように工事計画
を変更したり、あるいはまたあまりむ
やみに間口を広げるということとは好ま
しくないのでございしますが、この九
十億でさつき申しましたような工事計
画を立てるといふ方針をきめました次
第でございします。
○正木委員 委員長を通じて運輸当局
に要求いたしておきますが、二十四線
プラス六線でございまして、予算総額
では三十億からの予算減と当初計画か
ら見るとなつておるわけではございま
し、事業年度計画等においても相当大
きな変更を来しておると思ふのであり
ますが、ひとつ資料をもつて当委員会
に提出せられますよう、委員長を通じ
て要求いたしておきます。よろしゅう
ございしますか。
○達澤委員長 お答えいたします。そ
ういうような資料を提出することに
いたします。
○尾崎(末)委員 まだ年度がかわらな
くて、予算をどういうふうに使つかと

いうことは、これは正木委員の言われ
ることはごもつともではあるが、目下
その計画を進めておられる際だから、
資料が今すぐにはできるかどうか。この
間鉄道建設審議会の方においてもせつ
かきまつて間もないということであ
りますから、資料が急いでできるかど
うか疑問だと思ひます。その点どうな
のですか、概略の予定だけでいいので
すか。
○正木委員 予定だけでけつこうで
す。
○達澤委員長 正木君にお答え申し上
げます。できるような段階になつてで
きるだけ早い機会に資料を出すように
いたしたいと思ひます。
○正木委員 大臣が出て来ないので、
いづれ大臣に質問するわけですが、こ
れはやはり運輸当局としては当然大蔵
省と折衝されたことがあると思ふので
ありますが、前回の当委員会におい
て、これは私以外からも質問したと記
憶しておるのですが、私の質問に対し
ては、石井國務大臣はこういう答弁を
実はしておるわけではございします。
「少くもこれから先の新線建設と申しま
すか、この間新たに組んだものの来年度
から先のものにつきましては、借入金
によりましますれば、それは政府が利子の
補給をする。少くとも国鉄にも迷惑を
かけないという線をやつて行きたい、
そういうふうに努力するつもりでおり
ます。」こういう運輸大臣からの答弁が
あつて、私は実は非常な意を強く
したわけではございします。これはここ
で事務当局のあなたを中心として議論を
展開するわけではございせんけれど
も、新線建設に關する限りにおいて
は、これは借入金でやるべきものでは

なくして、政府出資金でやるべきもの

だという、これは基礎的な一般論として、基本論としても成り立つと思ふ

のです。しかし政治は生きておりますから、現実には成り立つておりませ

んけれども、従つて国鉄が借入金でこのような大きな事業を行つて行く、し

かもこれから生ずる経済的な犠牲というものは、全部四十数万の繰越以下従

事員にかかつて来るわけでございますが、この借入金の利子補給につい

て、事務当局は大臣の意を受けながら、大蔵当局とどのような事務的折衝

をしたか、事務当局としてのこれに対する折衝の経過をここで明らかにして

おいていただきたい。

きがあつても、国鉄としては、国民に

生命上、財産上御心配をかけない、今後においても輸送上においては完璧を

期してやつて行けるのだという御自信がございませうか。その点を明らかに御

答弁願ひます。

○天坊説明員 ただいまの御質問は、先ほどの御質問と関連を持つていると

考えるのであります。国有鉄道が安全性という点で疑われるようなことがあ

つてはならないと考えまして、私どもは最小限度安全性は確保するというふ

うに努力いたしておるわけでありま

すが、国有鉄道に対する要望は、単に運

鉄道で相当思い切つて金を投ずるとい

う行き方が一番すなわちであります、従来そうであつたという意味で国有鉄

道でやらせることになれば、その際それだけの金がある。こういうものを合

せている／＼予算の額が大きく出たおつたのであります。この際最小限度

になると思ふが、私どもとしては一番大事な安全輸送という点だけはどうし

ても確保しなければならぬ、これだけではできずと私どもは考へてゐるわけ

であります。

○正木委員 この点重ねてお伺いして

おくことが必要だと思ひますので伺

なたは首脳部の会議で正式に取上げた

のを、公式に発表になつたとは言われ

ていないけれども、否定はされていな

い。そうしますと、前にわれ／＼に配

付した十箇年計画と、今度新聞に発表

になつてゐる五箇年計画との相違等

について、あなたで説明できないれば

他の説明員でもつてくださるから、具

体的に明らかに御答弁願ひたい。

記事に堂々と特版のごとき形をもつて

発表されるということは、はなはだ不

謹慎きわまると思ふ。でありますか

ら、私も新聞を持つて来て、このこと

について質問しようと思つたのであつ

て、もう少しこの経緯並びに当局の持

てる計画、これについては具体的に

示しを願ひたい、かように考へます。

○天坊説明員 本日の新聞記事につ

計画のようである。われ／＼は、いつも言いますように、国鉄の事業というものは、もちろん国家興隆のための開発であり、あるいは経営であるために、先ほど正木さんが言つたような資金面においても、あるいはその他の取替、補修は、言いかえれば戦時中の政府の負債をそのまま背負い込んでおる。そのために国鉄経営が非常に困難であつて、そのしわ寄せが従業員に犠牲となつて現れておる。だから大蔵大臣等もわざ／＼ここに出席を求めるといふ立場において、真剣に国鉄の将来に向つてわれ／＼は考へておるのである。何も国鉄に恩を着せるのではなくて、国家再建のための基幹経営である、この意味において国家が等閑に付することはできないという建前をとおるにもかわらず、かような見地においてやればなし得るといふな力によつてこれはなし得るといふなら、われ／＼はあえて大蔵大臣等をここにひつぱり出して、そうして国鉄経営のために力を尽す必要はないのである。その点について、基本的なものの考へ方だけでもここに説明を求めておかないと、われ／＼が運輸委員会としてこれからの議事の進行上重大なる分岐点となるのであるから、さらにその点を一応伺つておきたいと思ひます。

二十八年度では三百三十人の増になつておりますが、この三百三十人の増というのは、先ほどあなたから御説明になりました新線工事の中の必要人員数を計上したのか、それとも現在の既設営業線の中での人員増であるか、それを御答弁願ひます。

○高井説明員 三百三十人の増員は、二十八年度におきまして新線を開業し、運営をするに要する所要人員のみでございます。

○正木委員 重ねてお尋ねをいたしました。現在のこの予算に盛り込んでおる人員といふものは、国鉄としてはもうざり／＼一ぱいである、これ以上減員をする余地はないのだ、非常に切詰めた最低の予算人員であるといふふうに、前会御答弁をいただいたと思うのでございしますが、事務当局としては、大蔵当局に事務折衝をした場合においては、相当数の人員増加の要求をされたら漏れ聞いておるのです。率直に申し上げますと、一万二千五百名からの増員を要求されたら聞いておるのです。この点について御答弁を願ひます。

○高井説明員 おおむねそれに近い人員を要求いたしております。

○正木委員 事の人員に関しては、大幅にさうしう簡単には屈伸が自由にできるものかどうか、これは私常識上非常に大きな疑問を持つておるわけなんです。国鉄としては事業成績を上げるために、總裁以下皆さん方が一体となつて専心努力されておる、従つてこの人員に関する限りさう大幅に自由自在な予算措置は講ぜられるとは思ひながら、あなたが今否定をされない限りにおいては、これは私の漏れ聞いて

たところでありまして、一万二千五百名の要求に対して、わずか三百三十名しか大蔵省はこれを認めなかつた、それであなた方は引下つたのだというようにしか聞えないのですが、それでよろしいのかどうか、それで完全なのかどうか、この点明確にしておいてもらひたい。

○高井説明員 予算の査定内示案によりますときには、現在の人員よりも予算上八千人のオーバー・タイムといひまして、一定員はありませんが、オーバー・タイムとして八千人分を認めておるのであります。しかし私も、はさういふオーバー・タイムよりも、実員としてほしいといふので、それを加へまして一万二千名の復活要求を出したのであります。さらに次の折衝に移りまして八千人のオーバー・タイムになればこれは定員として、ほかに四千人——結局は同じであります、四千人の要求をいたしておるのであります。従ひまして当初考へておりますよりは三百三十人ふえましたから、三千六百七十人でありまして、それだけの査定は減を受けております。但し私ども計画いたしましたのは、いろいろ／＼の計画の向上とか、こどもやりた

い、こゝろした要求にも応じたいといふような数字で人をはじいておる面、それができ得なければさうした面の規制は受けるのであります。ネットといひましては八千人のオーバー・タイムといふものは認められておる、さういふ御承知を願ひたいのであります。

○橋委員 おとといもこの点について私御質問したのですが、どうもわからぬのは、本年度一万二千名の要求を

しておる、ところがオーバー・タイムとして八千人を認めておるのであるという御回答なのです。そうすると前年度はなかつたのだが、三百三十名プラスをすると、少いけれども相当大幅な定員というものが認められて来たのであるといふうちに、われ／＼委員としては受取れるわけなんです。だから前年度に対しては実際問題として三百三十名しか増加をしておらないと私は考へておるのですが、その点ひとつはつきりしていただきたいと思ひます。

○高井説明員 定員といひましては三百三十人、オーバー・タイムといひましては八千人、これだけふえております。去年は七千二百名のオーバー・タイムをとつておりましたものを、二十八年度は八千人のオーバー・タイムを得ております。オーバー・タイムといひましては八千人、定員といひましては三百三十名であります。

○正木委員 二十八年度の予算書には、これは日鉄法によつて初めて鉄道債券百二十億が計上されたわけですが、この百二十億の債券は、当然国會を通さなければ具体的な事務処理には入れないわけですが、当然事務当局としては通過するといふ仮定の上に立つて、それ／＼具体的な処置を講じておると思ふのです。というところは、本年度も余すところわずか一箇月しかないのですから、これに対する事務当局の取扱ひ、現在の状況等を御説明願ひます。

○高井説明員 今年度は百十億の借入金と、御承知のように百二十億の鉄道債券といふことが予算案になつておるのでございます。この百二十億の鉄道債券をどういふふうにして消化する

かということが来年度の仕事を進捗する上に大きい影響があるのです。それで現在の過程といひましては、運輸省、大蔵省あるいは同じく公社であります電電あるいは日銀、さういふような関係機関と連絡をとりまして、発行方法あるいは発行条件につきまして検討をいたしております。

○正木委員 その発行方法、発行条件の内容を承りたい。

○高井説明員 発行の方法であります。これは直接国鉄が発行いたします方法と、他の機関を介して募集をいたします方法とあるのをごさいます。現在どの方法をとるかといふことにつきましては、事務的にまだ未決定でございまして、申し述べると、さういふふうにした場合に国鉄の負担を最も少く発行でき得るかといふこと、それからまた発行条件にいたしまして、どの程度の利率、その他の条件にいたしまして、慎重に検討いたしております。これは現在におきましては、残念ながら、他の債券、社債との関係もありまして、慎重に検討いたしております。これは現在におきましては、残念ながら、ち至つていないことを御了承願ひたいと思ひます。

○正木委員 今のあなたの答弁で大体想像はつくわけですが、しかし実際に国鉄といふものは、一般役所と違つて非常に大きな事業を担がれておるわけなんです。そこでこの百二十億の国鉄債券の可否はこゝろは論じませんが、今あなたの答弁のような状態で推移すると、なるほどこれははつきりの上では国會を通過しない限り、事務当局は具体的な行動には移れないわけですが、

そういうふうに事務的局のそうした事務的な処理が遅延して参りますと、新年度からただちにこの百二十億というものは生きて——おそらく工事費勘定だろと思うますが、常識としてそれが使えないということになる。そういう場合の予算上、経理上の処置は、一体どうなさるのですか。その点を承ります。

○高井説明員 冒頭に申し上げましたごとく、ここの工事の資金といたしましては、公債のほかは百十億の資金運用部からの借入金があるのであります。それでこの百二十億を四月から均等にやるか、あるいは別々にやるかということは、公債だけではなしに、借入金との関連において考えるべきではないかと考えております。それで借入金との関係、資金計画を綿密にいたしますとともに、これをいかなる条件で出すかというところは、よほど慎重に検討をいたしませんと、以後の発行に對しまして大きい影響を及ぼしますの、これは一般借入金との関連を考慮しながら、さらにたゞいま正木委員から御注意がありました資金繰りの点、その他は十分頭に入れたながら、どういような状態で付けた方が最も消化がよいか、また国鉄に負担が軽くて済むか、こういうような点から鋭意綿密な連絡をとりながら対処いたして行きたい、かように考えております。

○正木委員 本日の朝日新聞の五箇年間の事業計画にも、実は外資導入の一項が載つておるのです。これは天坊さんはお知りにならないかもしれないが、新聞の記事を見るとやはり載つておるのです。それから実は前の国会でも私お尋ねしようと思つたのですが、

中央の大きな新聞には外資導入の記事は大きくは取扱われておりませんでしたが、地方の相当有力紙にはこれは大々的に報道されたのです。従つてこういうことが事務的に現に折衝されておるのかどうか、この点最後に一点だけをお伺いしておきたいと思ひます。運輸大臣の質問、大蔵大臣の質問は本日は留保して、これで私の質問を終ります。

○天坊説明員 外資導入の問題に關しましては、昨年度世界銀行の副總裁が来られましたときに、政府として電力開発の問題、そのほか国有鉄道の電化問題等について、材料を添えて説明したかどうかというお話がございまして、その際私どもの總裁からガーナーさんにお話を申し上げた、こういう程度でございいます。

○達澤委員長 榎君。

○榎委員 本会議が始まりましたので、簡単に要点だけお聞きしたいと思ひます。おととい私がいろいろ退職金の問題について御質問申し上げたのであります。そのあと公務員の恩給法の改正の新聞記事が出版して、あの中をずつと見てみますと、気にかかることが二つあります。それは年齢引上げと、それから加算を取除く、この二点であります。こういう点については、おそらく公務員は反対であろうと思ひますが、特に私が心配いたしますのは、今統計はどういうふうに出ておるかかわりませんが、国鉄を退職して、五年も年齢を引上げられたならば、實際生きておるうちに年金が国鉄の場合がまず一つであります。それから機関乗務員等であると思ひますが、相当恩

給が加算になつております。これが国鉄の場合やとりとられてしまふ。非常に他の公務員の影響も多いのであります。が、国鉄にとつてはきつめて重要な問題であるというふうに考えます。この二点についてあなた方はどういふふうにおられるのか、その基本的な考えを承りたい。

○香孫子説明員 今お尋になりましたうちの第一点の方の恩給の待期年限が延びた場合に、国鉄職員はおそらく一般国民や何かの平均余命に比べて短かいのではないかと、従つてもらえない人が多くなるのではないかと、いふふうにお尋ねがあつたと思ひます。が、この点は多少の差はございまして、けれども、實際国鉄で調べております実績によりまして、それほど取立てて申し上げるほどの違いはないのであります。

それから第三点の加算の問題は、現在の法案について私ども仄聞しておるところによれば、入つていないわけでありまして、これはおつしやる通り相当大きな問題であると考えておるのでございまして、現在社会保険制度の問題や何かとも関連いたしまして、国鉄職員で既得権で今恩給受給資格のある者が大部分ではございまして、公共企業体になつてから以後採用になつた職員については、恩給の適用は御存じのようにはないのでございまして。そういうものとあわせて将来は、退職後の生活保障のための年金制度のようなものを書いて行かなければならぬと思ひます。いろいろ研究をいたしておるといふような段階でございまして。

○榎委員 簡単に御回答いただければけっこうですが、そうすると加算については、公共企業体にかつたので国鉄にとつては影響はない、こうおつしやるわけですか。

○香孫子説明員 現在恩給受給資格のある者については、明瞭に影響があるわけではあります。

○榎委員 くだ／＼言わなくてもわかつておると思ひますが、第二点を考えますと、今はかと比べて年齢については大差ないとおつしやつたのであります。が、私のところに退職後の平均寿命というふうなものが来ておりません。が、しかし作業の実態からいいますと、過去三年間の死傷者が一日六十二人、一時間二人半という統計であります。ことほどさういふ退職後の寿命に影響するところが大きいと思ひます。こういうような点をひとつ十分考えまして、この政府案に對して、事実だとすればひとつ国鉄当局としても対処していただきたいと思ひます。

それからいま一つは、おととい私が申し上げておきましたように、これは作業の内容の面と、それから公労法の面からいつて、当然これは国鉄独自の退職金制度を確立すべき必要があると考へますので、これを契機にいたしまして、独自の退職金制度をつくるよう御尽力願ひたいと思ひます。これは公労法の線から行きますと、疑義のないこととございまして、ぜひそのように御配慮願ひたいと思ひます。

○達澤委員長 この際玉置さんにお尋ねしますが、あなたの質問は長いですが、

○玉置委員 次会に譲りましよう。

○達澤委員長 それでは江藤君。

○江藤委員 日本の今後の航空政策に

ついて、政府の御所見を明らかにしておいていただきたいと思います。これは先般毎日新聞だつたかに出ましたが、それによりますと、事務当局としては大体ある種の統一せられた御見解に到着せられたように見受けられます。国内路線、国際路線とわかれまして、国内の方針でやつて行かれるのであるか、あるいは一社主義で行くか、あるいは競争を認めるかどうか、戦前大日本航空があれだけに持つて来られたというところについては、私がここである言うまでもなく、非常に大きな国家的な一つの方針のもとにこれが運営せられて参りました、ああいうふうな点についての政府の所信を明らかにしておいていただきたいと思います。

それから第二は、外資導入の問題でございまして、この外資導入について、今後の日本の航空事業をやつて行く場合に、いかに考へてあるか。大体世界の例を見ますと、一流の国は、航空事業の特殊性にかんがみて大體自己資本でやつておる。西独あたりは大体そういうふうになつたということを知り及んでおりますが、この点に關して政府はいかなる御方針であるか。この二つの点を明らかにしておいていただきたいと思います。

○榎委員 大方針に關する御質問でございまして、政府委員より、むしろ大臣から御答弁申し上げるのが筋かと思ひますが、私の關してお尋ねする限りにおきまして御答弁を申し上げます。まず航空政策の問題でございまして

が、いつかこの席上で御説明申し上げたかと記憶しておるわけでございますが、国際線に關しましては、羽田に現在参つております外国会社は、十一社營業をいたしております。それが相互に猛烈なる競争をいたしておるわけであります。わが国は遺憾ながら終戦後今日に至るまでのランクがございまして、非常な遅れをとつておるわけでございします。これをとりもどして激烈なる国際競争場裡に出て参るには、国力を一本にまとめ、分散しないで強い形でもつて行きますと、この競争に耐える力が出ないと考えますので、この国際線については航空審議會の答申等も考へて、一つで行くべきであると考えております。なお国内線の問題につきましましては、国際線と国内幹線というやうなものは、いわゆる飛行機の互換性というか、ローカル線になるとそうは行きませんけれども、近まわりの国際線ですと互換性がございしますので、同じ經營者に行わしめることが、人員及び資材の効率的運用の見地から、きわめて経済的であると考えております。

なお外資導入の問題に關しましては、航空法によりますと、議決権の三分の一までは外資が入つてさしつかえないということに相なつておりますが先ほど御指摘になりましたやうな点をも十分勘案いたしまして、法律上は形式的、抽象的に三分の一となつておりますけれども、實際の場合においては、その外資の具体的内容を検討いたしまして、個々に、日本の航空の自主性が阻害されないやうにということをも、十分考慮に入れてやつて行きたいと思ひます。

○江藤委員 大体それをもつて了承いたしました。

○永田(夏)委員 ちよつと議事進行について……航空問題は必要ですから、今日は本會議が始まるならば、これでやめてくださつてけっこうですが、私はこの次も引續いてたくさんの質問を持つておりますので、どうか今日で打切らぬやうに願ひます。

○達澤委員長 承知いたしました。

○達澤委員長 この際報告を申し上げることがあります。前会の委員会において設置いたしました道路運送法改正に關する小委員会の小委員長及び小委員は、委員長に一任になつておりましたが、きまりましたので指名をいたします。

小委員長 關谷 勝利君
小委員に
關谷 勝利君 玉置 信一君
吉川 大介君 熊本 虎三君
正木 清君

を指名いたします。

次会は明日午後一時から開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後三時三十三分散會

〔参照〕
海上保安官に協力援助した者の災害給付に關する法律案(關谷勝利君外九名提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年二月二十八日印刷

昭和二十八年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局